

ご意見の概要と国土交通省の考え方

| いただいた主な御意見   | 国土交通省の考え方  |
|--|--|
| <p>囲い込みの措置は、密封性も基準とすること。</p>   | <p>囲い込みに用いる材料等から石綿が飛散することがないように、国土交通省告示において規定する予定です。</p>   |
| <p>「囲い込み」の基準を定めるためには吹付けアスベスト等が露出している状態が否かを明確にする必要があります。</p>  | <p>人が活動することが想定される空間に露出している部分を規制の対象とする予定です。</p>   |
| <p>「囲い込み」の基準の中に、露出の状態について詳しく規定(説明)していただくことを要望いたします。</p>  | <p>人が活動することが想定される空間に露出している部分を規制の対象とする予定です。</p>   |
| <p>石綿飛散防止処理剤を建築基準法第37条により認定するとありますが、試験方法や評価基準は決まっていますでしょうか。</p>  | <p>平成12年告示第1446号において、技術的基準を規定する予定です。</p>   |
| <p>改正施行規則等の施行日以降に石綿飛散防止処理剤を使用する場合は、基準法第37条の認定を受けた製品しか使用できません</p>   | <p>貴見のとおりです。</p>   |
| <p>過去に日本建築センターで審査証明を受けた石綿飛散防止処理剤は、基準法第37条による認定を受けた材料とみなされます</p>  | <p>みなされません。</p>  |
| <p>過去に日本建築センターで審査証明を受けた石綿飛散防止処理剤でも、基準法第37条による認定を改めて受けないと改正施行規則等の施行後は、使用できませんか。</p>   | <p>貴見のとおりです。</p>   |
| <p>「石綿等を飛散又は発散させるおそれがない石綿等をあらかじめ添加した建築材料を定める」とあるが、いつごろ定められるのでしょうか。</p>   | <p>吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料を規定する予定です。</p>   |
| <p>封じ込め、囲い込み措置の対象は、上記で定める建築材料を含むのか。</p>  | <p>吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールを使用している建築物を増改築等する場合(政令で定める条件に適合する場合に限る。)、封じ込め・囲い込みの対象となります。</p>   |
| <p>また、政令で定める条件に適合しない場合は、除去する必要がありますか。</p>  | <p>また、政令で定める条件に適合しない場合は、除去する必要があります。</p>   |
| <p>施行期日が10月1日となった場合、現在実施中の建物の扱い及び既に実施した建物の扱いはどうなるのか。</p>   | <p>施行の際に既に存在している建築物や工事中の建築物については、建築基準法第3条第2項に基づく既存不適格建築物として扱うこととなります。</p>  |
| <p>囲い込みの措置の基準について</p>  | <p>人が活動することが想定される空間に露出している部分を規制の対象とする予定です。</p>   |
| <p>「石綿が添加された建築材料を板等の石綿を透過しない材料で囲い込むこと。」とあるため、天井裏にあるものなど、露出していないものについては囲い込みが行なわれていると解釈できるが、隙間などからもれる可能性はあるので、一定の基準が必要だと思</p>  | <p>また、囲い込みに用いる材料等から石綿が飛散することがないように、国土交通省告示において規定する予定です。</p>  |
| <p>増改築時(増改築時の床面積が既存の床面積の1/2を超える場合)に石綿の除去を義務づけているが、この石綿は、石綿をあらかじめ添加した建築材料も含むのかあるいは、石綿をあらかじめ添加した建築材料で飛散のおそれがある場合に除去をさせる</p>  | <p>規制の対象は、石綿等を飛散又は発散させるおそれがあるものとして、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールを想定しています。</p>   |
| <p>法第86条の7第3項には、法第28条の2の適用を受けない基準が示されているが、例えば、「クロルピリホス」のように令第137</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>条の15の適用を受けないものに該当するのか、または既存建築物の制限の緩和の方に該当するのかご教示願いたい。</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>「封じ込めの措置に用いる防止剤を建築基準法第37条第2項の認定の対象に追加すること。」「防止剤の品質に関する技術的基準として次の内容を定めること。」「～ 次の品質基準及びその測定方法を定めること。」について飛散防止材の認定基準の施行期日(予定)が平成18年10月1日となっております。基準法改正前に「封じ込め」あるいは「囲い込み」対策をした石綿吹付け材は、改正後も「封じ込め」あるいは「囲い込み」がなされていると見</p> | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>「封じ込め」あるいは「囲い込み」がなされていると見</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>「封じ込め」あるいは「囲い込み」がなされていると見</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>「封じ込め」あるいは「囲い込み」がなされていると見</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>「封じ込め」あるいは「囲い込み」がなされていると見</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>「封じ込め」あるいは「囲い込み」がなされていると見</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>「封じ込め」あるいは「囲い込み」がなされていると見</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>「封じ込め」あるいは「囲い込み」がなされていると見</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>「封じ込め」あるいは「囲い込み」がなされていると見</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |
| <p>「封じ込め」あるいは「囲い込み」がなされていると見</p>   | <p>建築基準法第86条の7第3項においては、「第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに限る部分に限る。)」とし、建築基準法施行令第137条の15においては、同法第28条の2第3号に掲げる基準を定めていることから、石綿等を使用している既存不適格建築物について、同法第86条の7第3項の適用を</p> |